

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害注意速報)

No. 18 解決したはずの浴槽用浮き輪による溺水 (2009年3月, 10月の2例)

事 例	年齢: 7 か月 性: 男	
傷害の種類	溺水	
原因対象物	浴槽用浮き輪	
臨床診断名	呼吸停止	
発生状況	発生場所	自宅の浴槽内
	周囲の人・状況	母親と一緒に入浴していた
	発生時刻	2009年3月15日 午後9時15分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	浴槽内で、子どもを座面つきの浮き輪に座らせていた。母親が洗髪のため2~3分間目を離れたところ、浴槽内でうつ伏せになって浮かんでいた。直ちに抱き上げたがぐったりとして泣かず、顔面は蒼白であった。21時23分に救急車を要請した。救急隊による電話の指示で心肺蘇生を開始し、その後泣き出したが、閉眼のまま体に力が入っていた。
治療経過と予後	午後9時54分に当院に到着した。入院時、体重は9.0kg、体温は36.0℃、脈拍は120/分、呼吸数は40/分、血圧は100/55であった。閉眼状態で、唸っていた。呼吸音は清で、外眼瞼に点状出血斑がみられたが、外傷痕はなかった。来院時に強直性痙攣が出現し、ジアゼパムの静注でいったん収まった。入院してマンニトール、ミダゾラム、抗菌薬の投与を行ったが痙攣が遷延し、意識レベルもJCS-200から回復せず、脳低温療法の適応が考えられたため、入院2時間後に大学病院へ転院となった。転院後、低酸素性脳症による意識障害と考え軽度低体温療法が行われた。入院4日目の頭部CTに脳浮腫はなく、7日目に復温を完了した。リハビリを行い、食事摂取、座位、つかまり立ちまで可能となった。脳波は正常睡眠徐波、頭部MRIでわずかな萎縮性変化を認めた。4月15日、自宅への退院となった。	

事 例	年齢: 10 か月 性: 女	
傷害の種類	溺水	
原因対象物	浴槽用浮き輪	
臨床診断名	呼吸停止	
発生状況	発生場所	自宅の浴槽内
	周囲の人・状況	母親と一緒に入浴し、浴槽用浮き輪に座らせていた
	発生時刻	2009年10月14日 午後6時15分頃
	発生時の詳しい様子と経緯	3~4分間目を離し、午後6時15分頃に気付くと浴槽の底に沈んでいた。引き上げて刺激したところ、2回嘔吐し、その後徐々に呼吸が再開した。既往歴では、低出生体重児で、心雑音を聴取していた。
治療経過と予後	午後7時10分に救急車で当院に到着した。意識は清明で、啼泣も盛んであったが、経過観察を目的に入院となった。入院時、体重は6.0kg、体温は36.1℃、脈拍は124/分、呼吸は22/分で、両肺野に湿性ラ音を聴取し、胸骨左縁にII/VIの収縮期雑音を聴取した。他の身体所見や神経学的所見には異常は見られなかった。血液検査、胸部X線写真、頭部CTにも異常はなく、胸部超音波にて軽度の肺動脈弁狭窄、卵円孔開存が認められた。マンニトール、抗菌薬を投与して経過を観察した。入院後、発熱、痙攣、呼吸障害はなく、溺水の合併症は出現しなかったため、10月16日に退院となった。	

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

- 2008年5月号の本雑誌のInjury Alert No. 4でも浴槽用浮き輪による溺水例を報告(1)している。今回は同じ医療機関から2例の報告があった。
- Injury Alert No. 4の情報は消費者庁の前身である内閣府に伝えた。2009年5月の段階で、「浴槽用浮き輪については、小児科医からの情報提供を踏まえ、2007年1月に当該製品をST対象外とする手続きがとられた。同年、国民生活センターの要望を踏まえ、(社)日本玩具協会は注意喚起の共同社告を全国紙に掲載し、現在、製造・販売している会社はない」という報告があった。すなわち、行政レベルでは2009年春の段階で、問題は解決したという認識であった。
- しかし、現実には浴槽用浮き輪による溺水が発生し続けている。販売は中止されたが、すでに購入され

ていたものは実生活で使用され、同じ傷害が発生している。インターネット上では、類似品の販売やオークション取引がある（2010年6月現在）。

4. 今回の報告例を経験した医療機関では、外来に浴槽用浮き輪についての注意のポスターを掲示している。やむにやまれぬ気持ちでの注意喚起と思われるが、一医療機関のこのような対応では効果は期待できない。
5. 死亡、あるいは重症化する可能性が高い製品の規制の在り方について検討する必要がある。規制ができたとしても、規制以前に購入された製品の安全性についても検討する必要がある。

文献

- 1) 日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会：Injury Alert（傷害注意速報）No.4 浴槽用浮き輪による溺水。日児誌 112：910,2008
-